

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書(回答)

### ★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】 今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、住民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

【回答】 行政サービスの制限は、各補助金等の交付要綱等で規定しておりますが、教育、福祉の面では行っておりません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】 税の徴収業務は、基本的にそれぞれの自治体が自主的な徴収努力により実施するものですが、最近では滞納者も増え、一人当たりの滞納額も高額になってきております。滞納者との折衝も難しくなる中、専門的な知識・技術は必要であり、税の公平性を守るため、県と市町村が共同しながら、市町村民税の収入未済額を集中的に滞納整理する必要があります。

また、納税相談は、滞納者の現状をよく聞き、十分な財産調査等を行なった上で、地方税法第15条徴収猶予措置、減免等の適用を考慮し行ってまいります。

### ★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

【回答】 日頃より、防災に関する情報収集に努め、住民の目線となり、サービスの提供を心掛けてまいります。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

【回答】 マグニチュード9以上の地震が起きた場合の津波や震度などの科学的想定は、まだなされておられません。しかし、避難行動の目安となる、等高線マップを全戸に配布し、町内の標高を表示するなどの活動を地元自主防災会と連携して行ってまいります。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

【回答】 小中学校の耐震化については、既に整備を終えており、個人宅については、無料耐震診断などを実施しております。

また、備蓄については、想定される避難者数に必要な数量の備蓄を進めてまいります。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答】 地域防災計画を見直ししていく中で、避難所のバリアフリー化についても検討してまいります。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

【回答】現在、福祉避難所を1施設設けており、今後、地域防災計画を見直していく中で拡充について検討してまいります。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

【回答】医療機関との連携を深め、災害拠点病院の拡充について話し合っております。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

【回答】現在見直しを進めております。

⑧防災教育を徹底してください。

【回答】小中学校での災害に対する教育、地域住民の自主防災活動の活性化、防災リーダー養成講座の充実を図っております。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について(知多北部広域連合回答①～⑤及び⑦)

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

【回答】介護保険料・保険料負担段階は、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第5期事業計画推進委員会で検討してまいります。

介護報酬の改正、保険料負担段階第3段階細分化などは、国の動向等を注視しながら設定していきたいと考えております。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。

保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。

毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】同上

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】知多北部広域連合第5期事業計画推進委員会で検討してまいります。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】知多北部広域連合第5期介護保険事業計画により、施設整備を進めてまいります。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また

委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】 地域包括支援センターにつきましては、知多北部広域連合において、各市町の人口規模や生活圏域などを参考に1ヶ所設置されており、行政、ケアマネージャー、地域の民生委員等と綿密な連携を取って活動しており、現在のところ増設は考えておりません。

また、委託することにより、専門的な知識を持つ職員が、よりきめ細かい相談業務を行うことができるため、委託による方法が適当と考えております。

委託費につきましては、他の委託業務との整合性を考え、検討してまいります。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】 第4期事業計画の施行に伴い、国により介護報酬が改定され、介護従事者等に対する賃金などの処遇改善が行われました。

また、平成 22 年度から、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき、介護職員処遇改善交付金が交付されております。

研修につきましては、研修支援事業が行われており、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員の研修を開催しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】 介護保険サービスが利用できない(非該当)高齢者に対しては、シルバー人材センターに委託をし、買物支援や清掃等の軽度生活援助事業を、1時間当たり100円の自己負担により実施しております。また、配食サービスや乳酸菌飲料の配布などを通して、ひとり暮らし高齢者などに対しての安否確認事業を行っております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】 町運行バスは、町域の南部及び西部から役場を経由して、北部の長寿医療研究センター及び町域外の刈谷豊田総合病院経由刈谷駅の4路線で巡回しており、その利用料は1回 100 円です。また、高齢者や障がい者に配慮した車椅子対応の車両も導入しております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】 宅老所事業は1箇所、サロン事業は 11 箇所で行っております。また、各地区の老人憩の家開放事業を、町の委託事業として、老人クラブにより実施しております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】 現在県営住宅において、バリアフリーのシルバーハウジングが、34室整備されております。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。

また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】 配食サービスは、必要な方については、すでに 365 日毎日夕食を届けるサービスを行っております。また、閉じこもり予防のための会食会についても、社会福祉協議会の主催

により、年3回実施されております。配食サービスの自己負担額は材料費のみで、安否確認や配達のための費用についての自己負担はございませんので、現在のところ自己負担額の引き下げの考えはございません。

### (3) 障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】 普通障がい者については、平成 21 年分確定申告から障がい者控除の対象としております。

特別障がい者については、既に実施しております。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】 要介護認定を受けた方に対し、ケアマネージャーなどを通じて、障がい者控除の申請を行うよう勧奨しております。

## 2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】 現在、ひとり暮らし町民税非課税者を、町単独事業として助成しております。

しかし、町民税非課税世帯も町単独事業の対象として実施することについては、本町の財政状況を考えますと困難と思われれます。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】 保険料滞納者につきましては、納付資力がありながら保険料をお支払いいただけない方については、被保険者間の負担の公平化を図るため、通常の被保険者証に代えて広域連合が短期被保険者証や資格証明書を発行することになります。

## 3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

【回答】 平成22年1月から中学校卒業までの方の入通院医療費自己負担分の助成を現物給付で実施しております。

しかし、町単独事業の対象として、18 歳年度末まで医療費無料制度を実施することについては、本町の財政状況を考えますと困難と思われれます。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】 妊産婦の無料検診は、平成 19 年度より産後 1 回、平成 21 年度より産前 14 回に増やし実施しております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

【回答】 東浦町は、既に 1.4 倍を超えております。申請書の受付、申請手続きについても、拡充

をしております。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】 学校給食は学校給食法に基づき、教育活動の一つとして実施しており、同法で給食運営の経費のうち、施設に関する費用や人件費以外の食材費は保護者の負担とすることが定められております。これは、子どもに栄養バランスの優れた食事を提供し、成長を助けるものであることから、保護者に相応の負担をしていただくという考えに基づくものでありますから、学校給食費を無料にする考えはございません。

#### 4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】 町としては、少子化が進む中、医療費の増大が懸念され、国民皆保険制度の最後のよりどころである市町村国保を、将来にわたり安定的に運営していくことが最も重要であると考えております。今後の国保運営は一町村では非常に難しく、安定的な運営を考えると、広域化も選択肢の1つと考えております。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】 減免制度については、平成22年度から、減免対象世帯の前年中の所得の基準を250万円から300万円に拡大しております。

保険税は、医療費の支払額に応じて決まります。医療費が増大すれば、保険税もそれに応じた負担とせざるを得ません。

一般会計からの繰入金は、国民健康保険に関わりのない方の税金も含まれており、必用最小限の繰り入れとしております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】 18歳未満の子どもの均等割を廃止した場合の対象者は、約1,400人で36,846千円の減収となります。当然これは、他の加入者の負担となりますが、18歳未満の子どもが医療機関にかかり、療養給付費が発生することを考慮しますと、均等割りの負担は、やむを得ないと考えております。

一般会計からの繰入金は、国民健康保険に関わりのない方の税金も含まれており、必要最小限の繰り入れとしておりますので、減免の補填は、やはり国保税の増税でまかなうべきだと考えております。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】 国保税の算定に当たり、前年の総所得金額が基準以下の場合、均等割・平等割で7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となります。生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても、一定の配慮がなされていると考えております。

また、減免制度については、22年度から、減免対象世帯の前年中の所得の基準を250万円から300万円に拡大しております。

したがって、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯を基準とした新たな減免制度を設けることは考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万

円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】 減免制度は、生活が著しく困難になった者に対して税額を減免することを原則とする制度です。所得 1,000 万円を給与収入で換算すると約 1,231 万円に、所得 500 万円を給与収入で換算すると688 万円程となります。一般的に考えますと生活が著しく困難になったとは考えられない金額であり、この基準に改正することは考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】 資格証明書の発行については、特別な事情がないにもかかわらず、納税や納税相談に応じない滞納世帯に対して交付する考えです。

ゆえに、福祉医療対象世帯や家族に病人の方がおり、納付困難な世帯と判断している世帯へは発行しておりません。また、国民健康保険法の一部改正により、資格証明書の交付世帯であっても高校生世代以下の被保険者については、短期保険証を交付することとされたので、該当があれば短期保険証とします。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】 滞納者に対し、現在のところ給付制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】 分納を実施している世帯は、資格証明書の対象とはせず、正規の保険証を交付しております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】 納税相談により、世帯における生計状況など生活実態の把握につとめ、必要な場合は、福祉関係部署や生活相談部署と連携をするなど、各世帯に応じた納税指導を行っております。

また、無保険者の調査については、日本に住んで居る方は必ず、何らかの健康保険に入る義務があり、保険制度のPRも町ホームページに掲載しておりますので、調査をする考えはございません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】 東浦町の一部負担金減免制度の基準は、平均月収額が基準生活費 110%以下の場合是一部負担金の全額免除、平均月収額が基準生活費 110%を超え 120%以下の場合是一部負担金の半額減免、平均月収額が基準生活費 120%を超え 130%以下の場合是一部負担金の徴収猶予と言う基準を設けており、現在この基準を改正する考えはございません。また、一部負担金の減免制度の周知につきましては、町ホームページに掲載しております。

## 5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】 現在、すでに無料になっております。(医療保険7割、愛知県2割、東浦町1割)

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

【回答】 障がい児の入所、通所サービスについては、県が決定しております。居宅介護、行動援助及び補装具については、現在のところ、本町独自の無料化は予定しておりません。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

【回答】 地域生活支援事業のうち、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、地域活動支援センター事業等については、現在、既に無料になっております。福祉ホーム利用料については、現在、県が補助しており、本町独自の無料化は予定しておりません。移動支援についても、現在のところ、本町独自の無料化は予定しておりません。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

【回答】 現在のところ、本町独自の自己負担撤廃は予定しておりません。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

【回答】 区分認定調査及び窓口でのサービス利用申請等に対応した職員が認定審査会にも同席し、求められる範囲内で必要に応じて参考意見を述べ、適正な区分認定審査が行われております。平成23年度の地域生活支援事業予算額については、前年度比約11.4%増です。移動支援の支給については、面接等聞き取りにより、できるだけ利用者の意向に沿った決定に努めてまいります。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

【回答】 第3期障害福祉計画については、策定委員として、障がい当事者団体の代表者、サービス事業者代表、病院のソーシャルワーカー等を委嘱し、意見の反映に努めております。また、町内各事業所に平成26年度までのサービス整備計画をヒアリングし、精度の高い利用数値見込みの把握に努めてまいります。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

【回答】 現在のところ、設置は予定しておりません。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

【回答】 現在のところ、制定は予定しておりません。

## 6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

【回答】特定健診・歯周疾患検診・肺がん検診については、自己負担はございませんが、肺がん検診を除いた各種がん検診は、25～30%程度の自己負担をいただいております。限られた予算の中で事業を実施しておりますので、自己負担については、今後ともお願いしていくことになります。

なお、国民健康保険加入者で、70歳以上の方・非課税世帯・生活保護費受給者の方及び65歳～69歳の長寿医療保険加入者については、自己負担はございません。

また、平成21年度より女性特有のがん検診として、20・25・30・35・40歳の方には子宮頸がん検診の無料クーポンを、40・45・50・55・60歳の方には乳がん検診の無料クーポンを送付しております。平成23年度からは、大腸がん検診の無料クーポンを40・45・50・55・60歳の方に送付しております。

実施期間は、特定健診は2ヶ月(6月・7月)、歯周疾患検診は3ヶ月(9月・10月・11月)で、共に個別医療機関委託となっております。

各種がん検診については、集団検診で、年15～41回実施しております。また、胃がん検診は、個別医療機関委託で通年でも受けることができます。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】毎年19歳から40歳未満の住民に対しては、成人健康検査として、血液検査8項目貧血検査、尿検査を無料で実施しております。

## 7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

【回答】平成23年度より、無料で実施しております。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】今後、国、県、近隣市町の動向を見ながら検討してまいります。

## 8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護は、生活保護法に基づき、申請権を侵害しないように適切に対応しており、引き続き適切な運用に努めてまいります。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

【回答】自家用車を所有しているとの理由で、生活保護の申請を受け付けないということはしておらず、引き続き適切な運用に努めます。

③就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】生活保護の実施機関である愛知県知多福祉事務所に、就労相談員が1名配置されて



おり、必要な支援・指導がなされるよう、愛知県知多福祉事務所と連携して対応しております。

**【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書・要望書**

- ①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税率の引き上げは行わないでください。
- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑦障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

**【回答】** ①～⑧現時点では、考えておりません。

**2. 愛知県に対する意見書・要望書**

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。
- ⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

**【回答】** ①～⑧現時点では、考えておりません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

【回答】 ①～④現時点では、考えておりません。